

青森県報

号外第九十号

平成二十三年
十二月一日
(木曜日)

目 次

告 示

地方自治法施行令の規定による県税徴収金の収納事務の委

託.....(税 務 課) : 一

保安林皆伐許容面積の限度.....(林 政 課) : 一

告 示

青森県告示第八百九十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における個人事業税及び不動産取得税並びにこれらの延滞金の収納の事務を委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
住 所	東京都江東区豊洲三丁目三の三
国分グローブサービス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一の一

株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目七の三四
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町一
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通一七
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町九〇〇
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八の八
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目一〇の一
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目一の一
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一の一

青森県告示第九百号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十三年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十三年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一、四〇四・九二
岩木川下流	"	五二二・八六

浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流
〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三一八・〇四	一五八・〇八	一六六・四四	八四五・〇二	五二八・七〇	六二〇・〇八	一五六・六八	九二九・六八	一、二七六・二四	八四五・二六	一、〇二〇・〇八	六五九・九〇	四一八・四二	九三二・一六

上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九五・二六	八五・一〇	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六

十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	防風保安林	"	"	"
〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・二八	一五・九六	二二〇・三九	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六

津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町
保健保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	干害防備保安林	"
一五五・六二	八・六四	九・三二	三・八四	〇・五〇	四三・〇八	三・二六	二・七四	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二

南部地区

〃

八六・三八

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭